

## 建築物の構造規定

**建築物の定義：**土地に定着する工作物で、屋根、柱または壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）

これに附属する門、もしくは塀、観覧のための工作物、

又は地下または高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫

その他これらに類する施設

建築設備を含むもの。

建築物でないもの：鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設、

跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設

**主要構造部：**壁、柱、床、梁、屋根又は階段

非主要構造部：構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ壁、最下階の床、

廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段、その他これらに類する部分。

地中の基礎等の部分は、火災のおそれがないために、主要構造部の定義からは除かれている。

**構造耐力上主要な部分：**基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するもの）、床版、屋根版 又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）

建築物の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧、水圧又は地震 その他の振動もしくは衝撃を支えるものを示す。

**建築：**建築物の新築、改築、移転を示す。

**大規模の修繕、大規模の模様替え：**建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕又は模様替え。

## 構造耐力

建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全でなければならない。

次に該当する建築物は、構造計算によってその安全性を確かめなければならない。

構造種別 規 模

木 造 階数 3 以上のもの、延べ面積が 500m<sup>2</sup> を超えるもの、  
高さが 13 m を超えるもの又は軒の高さが 9 m を超えるもの

木造以外 階数 2 以上または延べ面積が 200m<sup>2</sup> を超えるもの

これらに該当する建築物の建築に当たっては、建築確認を受けなければならない。

## 大規模の建築物の構造制限

i) 高さが 13m 又は軒高 9m を超える建築物は、および延べ面積が 3000m<sup>2</sup> を超える建築物は、主要構造部（床、屋根、階段を除く）を木造としてはならない。

）高さが 13m 又は軒高 9m を超える建築物は、主要構造部（床、屋根、階段を除く）を 石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としてはならない。